

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後			改正前		
凡例			凡例		
1 引用の法令番号			1 引用の法令番号		
索引	法令名	法令番号	索引	法令名	法令番号
こ	<u>国際観光旅客税法</u> <u>国債規則</u> (省略)	平成 30 年法律第 16 号 大正 11 年大蔵省令第 31 号 (省略)	こ	(新設) (新設) (同左)	(新設) (新設) (同左)
し	<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> (省略)	平成 14 年法律第 151 号 (省略)	し	(新設) (同左)	(新設) (同左)
ち	<u>地方税法</u>	昭和 25 年法律第 226 号	(新設)	(新設)	(新設)
に	<u>任意後見契約に関する法律</u> (省略)	平成 11 年法律第 150 号 (省略)	(新設)	(新設)	(新設)
ほ	<u>保険業法</u>	平成 7 年法律 105 号	ほ	(同左) (新設)	(同左) (新設)
目次			目次		
第 2 章 納税の猶予			第 2 章 納税の猶予		
第 3 節 納税の猶予の効果			第 3 節 納税の猶予の効果		
13 時効の更新等			13 時効の <u>中断及び停止</u>		
第 3 章 換価の猶予			第 3 章 換価の猶予		
第 2 節 申請による換価の猶予の要件等			第 2 節 申請による換価の猶予の要件等		
20 申請による換価の猶予の要件			20 申請による換価の猶予の要件		
(8) <u>担保の提供及び徴取</u>			(8) <u>保全措置及び差押えの猶予</u>		

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
第 3 節 換価の猶予の効果	第 3 節 換価の猶予の効果
26 時効の <u>更新等</u>	26 時効の <u>中断及び停止</u>
第 4 章 猶予の許可等に関する処理	第 4 章 猶予の許可等に関する処理
第 1 節 猶予の許可等に関する手続	第 1 節 猶予の許可等に関する手続
30 一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予申請書の提出 (削除)	30 一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予申請書の提出 (3) <u>管理運営担当部門への連絡</u>
第 2 節 担保	第 2 節 担保
42 担保の提供及び徴取手続	42 担保の提供及び徴取手続
(1) 共通の <u>提出書類</u>	(1) 共通の <u>徴取手続</u> (新設)
(2) <u>担保の種類ごとの提出書類</u>	(2) 担保の種類ごとの徴取手続
(3) 担保の種類ごとの徴取手続	(3) 保険金請求権に対する保全措置
(4) 保険金請求権に対する保全措置	(4) 第三者の所有財産又は保証人の保証を担保として徴する場合の取扱い
(5) 第三者の所有財産又は保証人の保証を担保として徴する場合の取扱い	(5) 担保の変更等
(6) 担保の変更等	(6) 猶予期間終了後の担保の取扱い
(7) 猶予期間終了後の担保の取扱い	
第 6 章 委託納付	第 6 章 委託納付
第 2 節 納付委託の手続	第 2 節 納付委託の手続
59 不渡りの場合等の措置	59 不渡りの場合の措置
第 2 章 納税の猶予	第 2 章 納税の猶予
第 1 節 通常の納税の猶予の要件等	第 1 節 通常の納税の猶予の要件等

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>4 通常の納税の猶予の要件</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 相当な損失を受けた場合の納税の猶予との関係 「相当な損失を受けた場合の納税の猶予の適用を受ける場合を除く」とは、上記(5)の申請に係る国税につき、現に<u>相当な損失</u>を受けた場合の納税の猶予を受けておらず、かつ、受ける見込みがない場合をいう。</p> <p>(7) 換価の猶予との関係 換価の猶予を受けている国税について、その猶予期間中に通常の納税の猶予の申請があった場合において、納税の猶予の要件に該当するときは、その換価の猶予を取り消した上で、納税の猶予を適用するものとする。</p> <p>(8) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予の要件等</p> <p>7 一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予の要件</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 一定期間後に税額が確定した国税 「一定期間後に税額が確定した国税」とは、次に掲げるもの（延納に係る国税を除く。）をいう。 イ・ロ (省略) ハ 源泉徴収等による国税（その附帯税を含む。）（通則法第 46 条第 3 項第 3 号） その国税の法定納期限の翌日から起算して 1 年を経過した日以後に納税告知書の送達があった場合における、その告知書に記載された納付すべき税額</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 納税の猶予の効果</p> <p>13 時効の更新等</p>	<p>4 通常の納税の猶予の要件</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 相当な損失を受けた場合の納税の猶予との関係 「相当な損失を受けた場合の納税の猶予の適用を受ける場合を除く」とは、上記(5)の申請に係る国税につき、現に損失を受けた場合の納税の猶予を受けておらず、かつ、受ける見込みがない場合をいう。</p> <p>(7) 換価の猶予との関係 換価の猶予を受けている国税について、その猶予期間中に通常の納税の猶予の申請があった場合において、納税の猶予の要件に該当するときは、その換価の猶予を取り消し、<u>又はその猶予期間を短縮</u>した上で、納税の猶予を適用するものとする。</p> <p>(8) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予の要件等</p> <p>7 一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予の要件</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 一定期間後に税額が確定した国税 「一定期間後に税額が確定した国税」とは、次に掲げるもの（延納に係る国税を除く。）をいう。 イ・ロ (同左) ハ 源泉徴収による国税（その附帯税を含む。）（通則法第 46 条第 3 項第 3 号） その国税の法定納期限の翌日から起算して 1 年を経過した日以後に納税告知書の送達があった場合における、その告知書に記載された納付すべき税額</p> <p>(4)・(5) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 納税の猶予の効果</p> <p>13 時効の中断及び停止</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>納税者から納税の猶予申請書が提出された場合には、その申請書に係る国税の納付義務の承認があったと認められ、<u>その提出の時から、その国税の徴収権の時効が新たに進行する</u>（通則法第 72 条第 3 項、民法第 152 条第 1 項、通基通第 72 条関係 6）。</p> <p>また、納税の猶予をした場合における国税の徴収権の時効は、その猶予に係る部分の国税（その国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）については、その猶予がされている期間内は進行しない（通則法第 73 条第 4 項、通基通第 48 条関係 4、<u>通基通第 73 条関係 1</u>）。</p> <p>15 還付金等及び還付加算金の充当</p> <p>還付金等（通則法第 56 条第 1 項《還付》に規定する還付金等をいう。以下同じ。）及び還付加算金がある場合には、通則法第 57 条《充当》その他各税法の規定により、猶予期間中であっても、その猶予に係る国税に充当しなければならない。ただし、同法第 46 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号及び第 5 号（第 1 号に類するもの）の規定による納税の猶予をしている場合には、その猶予期間中は充当することができず、納税者に還付する（通則令第 23 条第 1 項ただし書、災免事務取扱要領第 3 章第 2 節第 1 款 11(1)参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 換価の猶予 第 1 節 職権による換価の猶予の要件等</p> <p>16 職権による換価の猶予の要件</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 納税についての誠実な意思</p> <p>「納税について誠実な意思を有する」とは、滞納者が、現在においてその滞納に係る国税を優先的に納付する意思を有していることをいう。</p> <p>納税についての誠実な意思の有無の判定は、従来において期限内に納付していたこと、過去に納税の猶予又は換価の猶予等を受けた場合において確実に分割納付を履行していたこと、滞納国税の早期完納に向けた経費の節約、<u>借入金</u>の返済額の減</p>	<p>納税者から納税の猶予申請書が提出された場合には、その申請書に係る国税の納付義務の承認があったと認められ、その国税の徴収権の<u>消滅時効が中断する</u>（通則法第 72 条 3 項、民法第 147 条第 3 号、通基通第 73 条関係 3）。</p> <p>また、納税の猶予をした場合における国税の徴収権の時効は、その猶予に係る部分の国税（その国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）については、その猶予がされている期間内は進行しない（通則法第 73 条第 4 項、通基通第 48 条関係 4）。</p> <p>15 還付金等及び還付加算金の充当</p> <p>還付金等（通則法第 56 条第 1 項《還付》に規定する還付金等をいう。以下同じ。）及び還付加算金がある場合には、通則法第 57 条《充当》その他各税法の規定により、猶予期間中であっても、その猶予に係る国税に充当しなければならない。ただし、同法第 46 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号及び第 5 号（第 1 号に類するもの）の規定による納税の猶予をしている場合には、その猶予期間中は充当することができず、納税者に還付する（通則令第 23 条第 1 項ただし書、災免事務取扱要領第 3 章第 2 節第 3 款 6(1)ロ参照）。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 換価の猶予 第 1 節 職権による換価の猶予の要件等</p> <p>16 職権による換価の猶予の要件</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 納税についての誠実な意思</p> <p>「納税について誠実な意思を有する」とは、滞納者が、現在においてその滞納に係る国税を優先的に納付する意思を有していることをいう。</p> <p>納税についての誠実な意思の有無の判定は、従来において期限内に納付していたこと、過去に納税の猶予又は換価の猶予等を受けた場合において確実に分割納付を履行していたこと、滞納国税の早期完納に向けた経費の節約、<u>借入</u>の返済額の減額、</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>額、資金調達等の努力が適切になされていることなどの事情を考慮して行う。</p> <p>この場合においては、過去のほ脱の行為又は滞納の事実のみで納税についての誠実な意思の有無を判定するのではなく、現在における滞納国税の早期完納に向けた取組も併せて考慮した上で判定する（徴基通第 151 条関係 2 参照）。</p> <p>なお、滞納者から徴収法第 151 条第 2 項に基づく求めに応じて提出された書類が適切に記載されたものである場合、又は通則法第 55 条《納付委託》の規定による納付委託の申出があった場合には、原則として、納税について誠実な意思を有しているものと判定して差し支えないが、他の要件についての調査を省略して、直ちに換価の猶予該当とすることはできないことに留意する（下記(4)及び(5)参照）。</p> <p>(注) 1 現に納付することができる金額（納付すべき国税の額から納付を困難とする金額（下記 17(2)《職権による換価の猶予をする金額》参照）を控除した残額）がある場合において、納付の手續に通常要すると認められる期間内に当該金額に相当する国税を納付しないときは、納税についての誠実な意思を有しないものとして、換価の猶予を<u>しないこと</u>とする。</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>(4)・(5) （省略）</p> <p>(6) 納税の猶予及び申請による換価の猶予との関係</p> <p>通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで又は徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定により現に納税の猶予又は申請による換価の猶予を<u>している</u>国税については、職権による換価の猶予をしないものとする（徴基通 151 条関係 6）。</p> <p>なお、職権による換価の猶予の要件に該当する場合であっても、納税の猶予又は申請による換価の猶予の要件に該当すると認められるときは、これらの規定による猶予の申請を勧奨する。</p> <p>(7)・(8) （省略）</p> <p>17 職権による換価の猶予の対象となる国税及び猶予をする金額</p> <p>(1) 職権による換価の猶予の対象となる国税</p> <p>職権による換価の猶予ができる国税は、納期限を経過した国税又は国税に関する</p>	<p>資金調達等の努力が適切になされていることなどの事情を考慮して行う。</p> <p>この場合においては、過去のほ脱の行為又は滞納の事実のみで納税についての誠実な意思の有無を判定するのではなく、現在における滞納国税の早期完納に向けた取組も併せて考慮した上で判定する。</p> <p>なお、滞納者から徴収法第 151 条第 2 項に基づく求めに応じて提出された書類が適切に記載されたものである場合、又は通則法第 55 条《納付委託》の規定による納付委託の申出があった場合には、原則として、納税について誠実な意思を有しているものと判定して差し支えないが、他の要件についての調査を省略して、直ちに換価の猶予該当とすることはできないことに留意する（下記(4)及び(5)参照）。</p> <p>(注) 1 現に納付することができる金額（納付すべき国税の額から納付を困難とする金額（下記 17(2)《職権による換価の猶予をする金額》参照）を控除した残額）がある場合において、納付の手續に通常要すると認められる期間内に当該金額に相当する国税を納付しないときは、納税についての誠実な意思を有しないものとして、換価の猶予を<u>不許可</u>とする（徴基通第 151 条関係 2 参照）。</p> <p>2・3 （同左）</p> <p>(4)・(5) （同左）</p> <p>(6) 納税の猶予及び申請による換価の猶予との関係</p> <p>通則法第 46 条第 1 項から第 3 項まで又は徴収法第 151 条の 2 第 1 項の規定により現に納税の猶予又は申請による換価の猶予を<u>適用している</u>国税については、職権による換価の猶予をしないものとする（徴基通 151 条関係 6）。</p> <p>なお、職権による換価の猶予の要件に該当する場合であっても、納税の猶予、又は申請による換価の猶予の要件に該当すると認められるときは、これらの規定による猶予の申請を勧奨する。</p> <p>(7)・(8) （同左）</p> <p>17 職権による換価の猶予の対象となる国税及び猶予をする金額</p> <p>(1) 職権による換価の猶予の対象となる国税</p> <p>職権による換価の猶予ができる国税は、納期限を経過した国税又は国税に関する</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税である。</p> <p>また、職権による換価の猶予をする場合には、滞納者の滞納に係る国税の全てを対象として行うことに留意する。ただし、国税の一部について、通則法第 46 条第 1 項から第 3 項《納税の猶予の要件等》まで、同法第 23 条第 5 項《更正の請求》ただし書、同法第 105 条第 2 項《不服申立てと国税の徴収との関係》、徴収法第 151 条の 2 第 1 項《換価の猶予の要件等》、所得税法第 118 条《予定納税額の徴収の猶予》、同法第 133 条第 5 項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の手続等》等の規定により、納税の猶予、徴収の猶予又は申請による換価の猶予等がされることが明らかな場合は、この限りではない。</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>18 職権による換価の猶予をする期間等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 猶予期間の始期</p> <p>猶予期間の始期は、換価の猶予をする<u>ことを判断した日</u>とする。ただし、その日より前に通則法第 55 条第 1 項第 1 号により納付受託を行った場合は、その納付受託を行った日を猶予期間の始期とする。</p> <p>なお、換価の猶予をする<u>ことを判断した日</u>が、猶予に係る国税の法定納期限以前の日である場合には、その法定納期限の日の翌日を猶予期間の始期とする。</p> <p>(3) 合理的かつ妥当な金額による分割納付</p> <p>換価の猶予をする場合には、原則として、猶予に係る金額につき、その猶予期間内の各月において、滞納者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させなければならない(徴収法第 152 条第 1 項)。ただし、税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、その猶予期間内の税務署長が指定する月における分割納付とすることができる。</p> <p>この場合において、「<u>猶予期間内</u>」の各月において、滞納者の財産の状況その他の事</p>	<p>法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税である。</p> <p>また、職権による換価の猶予をする場合には、滞納者の滞納に係る国税の全てを対象として行うことに留意する。ただし、国税の一部について、通則法第 46 条第 1 項及び第 2 項《納税の猶予の要件等》、同法第 23 条第 5 項《更正の請求》ただし書、同法第 105 条第 2 項《不服申立てと国税の徴収との関係》、徴収法第 151 条の 2 第 1 項《換価の猶予の要件等》、所得税法第 118 条《予定納税額の徴収の猶予》、同法第 133 条第 5 項《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の手続等》等の規定により、納税の猶予、徴収の猶予又は申請による換価の猶予等がされることが明らかな場合は、この限りではない。</p> <p>(注) 1・2 (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>18 職権による換価の猶予をする期間等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 猶予期間の始期</p> <p>猶予期間の始期は、換価の猶予をする日とする。ただし、その日より前に通則法第 55 条第 1 項第 1 号により納付受託を行った場合は、その納付受託を行った日を猶予期間の始期とする。</p> <p>なお、換価の猶予をする日が、猶予に係る国税の法定納期限以前の日である場合には、その法定納期限の日の翌日を猶予期間の始期とする。</p> <p>(3) 合理的かつ妥当な金額による分割納付</p> <p>換価の猶予をする場合には、原則として、猶予に係る金額につき、その猶予期間内の各月において、滞納者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させなければならない(徴収法第 152 条第 1 項)。ただし、税務署長がやむを得ない事情があると認めるときは、その猶予期間内の税務署長が指定する月における分割納付とすることができる。</p> <p>この場合において、「<u>猶予期間</u>」の各月において、滞納者の財産の状況その他の事情</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>情からみて合理的かつ妥当なもの」とは、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にすることなく猶予期間内の各月において納付することができる金額であって、かつ、その猶予に係る国税を最短の期間で完納することができる金額をいう（徴基通第 152 条関係 7）。</p> <p>また、「やむを得ない事情があると認めるとき」とは、分割して納付をしようとする月において、下記 67 から 70 まで《見込納付能力調査》で定める見込納付能力調査によって納付可能な額が算出されないことをいい、この場合において、税務署長は、換価の猶予をする期間において分割納付金額が算出される月を指定して分割納付をさせるものとする（徴基通 152 条関係 6）。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(4) 1 年以内に完納が見込まれない場合の取扱い</p> <p>徴収法第 151 条第 1 項の要件を満たす場合において、納付能力調査の結果、職権による換価の猶予をしようとする国税の完納までに要する期間が 1 年を超えると認められるときは、猶予期間を 1 年間とし、1 年を超える部分の税額は猶予期間の最終月の分割納付金額として処理する。</p> <p>(注) 1 1 年以内に完納が見込まれない場合には、換価の猶予の「納税について誠実な意思」の判定に当たって、滞納国税の早期完結に向けた経費の節約、<u>借入金</u>の返済額の減額、資金調達等の努力が適切になされているかどうかについて、的確に判断することに留意する。</p> <p>2 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申請による換価の猶予の要件等</p> <p>20 申請による換価の猶予の要件</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 納税についての誠実な意思</p> <p>「納税について誠実な意思を有する」とは、上記 16(3)《納税についての誠実な意思》と同様である（徴基通第 151 条の 2 関係 2）。</p>	<p>からみて合理的かつ妥当なもの」とは、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にすることなく猶予期間内の各月において納付することができる金額であって、かつ、その猶予に係る国税を最短の期間で完納することができる金額をいう（徴基通第 152 条関係 7）。</p> <p>また、「やむを得ない事情があると認めるとき」とは、分割して納付をしようとする月において、下記 67 から 70 まで《見込納付能力調査》で定める見込納付能力調査によって納付可能な額が算出されないことをいい、この場合において、税務署長は、換価の猶予をする期間において分割納付金額が算出される月を指定して分割納付をさせるものとする（徴基通 152 条関係 6）。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(4) 1 年以内に完納が見込まれない場合の取扱い</p> <p>徴収法第 151 条第 1 項の要件を満たす場合において、納付能力調査の結果、職権による換価の猶予をしようとする国税の完納までに要する期間が 1 年を超えると認められるときは、猶予期間を 1 年間とし、1 年を超える部分の税額は猶予期間の最終月の分割納付金額として処理する。</p> <p>(注) 1 1 年以内に完納が見込まれない場合には、換価の猶予の「納税について誠実な意思」の判定に当たって、滞納国税の早期完結に向けた経費の節約、<u>借入</u>の返済額の減額、資金調達等の努力が適切になされているかどうかについて、的確に判断することに留意する。</p> <p>2 (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申請による換価の猶予の要件等</p> <p>20 申請による換価の猶予の要件</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 納税についての誠実な意思</p> <p>「納税について誠実な意思を有する」とは、上記 16(3)《納税についての誠実な意思》と同様である（徴基通第 151 条の 2 関係 2）。</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>なお、滞納者から換価の猶予の申請に際して提出された書類が適切に記載されたものである場合は、原則として、納税についての誠実な意思を有しているものと判定して差し支えないが、他の要件についての調査を省略して、直ちに換価の猶予該当とすることはできないことに留意する。</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 換価の猶予の申請に係る国税につき、換価の猶予の要件及び換価の猶予をする金額について調査した結果、申請に係る税額の一部について換価の猶予を認めることができる場合においては、滞納者に対し、換価の猶予に該当しない部分の税額に相当する金額を、納付の手續に通常要すると認められる期間内に納付するよう指導する。</p> <p>この場合において、当該期間内に納付しない場合は納税について誠実な意思を有しないものとして、換価の猶予を不許可とすること、また、その根拠条文、要件及びその不許可が要件に適合する理由を説明することとし、滞納者からその説明内容を記載した書面の交付を求められたときは、上記の事項を記載した書面(様式 505000-001)を交付する(徴収法第 151 条の 2 第 1 項、徴基通第 151 条の 2 関係 2、第 151 条関係 2、行政手続法第 35 条第 2 項)。</p> <p>(5)～(7) (省略)</p> <p>(8) <u>担保の提供及び徴取</u></p> <p>申請による換価の猶予をする場合における担保の提供及び徴取については、上記 4(8)《担保の提供及び徴取》と同様であるが、「猶予に係る国税の額」の判定は、換価の猶予の申請時において行う。</p> <p>26 時効の更新等</p> <p>滞納者から換価の猶予の申請書が提出された場合には、その申請に係る国税の納付義務の承認があったと認められ、<u>その提出の時から、その国税の徴収権の時効が新たに進行する</u>(通則法第 72 条第 3 項、民法第 152 条第 1 項、通基通第 72 条関係 6)。</p> <p>また、換価の猶予に係る国税(その国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。)の徴収権の時効は、その猶予がされている期間内は進行しない(通則法第 73 条</p>	<p>なお、滞納者から換価の猶予の申請に際して提出された書類が適切に記載されたものである場合は、原則として、納税についての誠実な意思を有しているものと判定して差し支えないが、他の要件についての調査を省略して、直ちに換価の猶予該当とすることはできないことに留意する。</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 換価の猶予の申請に係る国税につき、換価の猶予の要件及び換価の猶予をする金額について調査した結果、申請に係る税額の一部について換価の猶予を認めることができる場合においては、滞納者に対し、換価の猶予に該当しない部分の税額に相当する金額を、納付の手續に通常要すると認められる期間内に納付するよう指導する。</p> <p>この場合において、当該期間内に納付しない場合は納税について誠実な意思を有しないものとして、換価の猶予を不許可とすること、また、その根拠条文、要件及びその不許可が要件に適合する理由を説明することとし、滞納者からその説明内容を記載した書面の交付を求められたときは、上記の事項を記載した書面を交付する(徴収法第 151 条の 2 第 1 項、徴基通第 151 条の 2 関係 2、第 151 条関係 2、行政手続法第 35 条第 2 項、<u>第 3 項</u>)。</p> <p>(5)～(7) (同左)</p> <p>(8) <u>保全措置及び差押えの猶予</u></p> <p>申請による換価の猶予をする場合における担保の提供及び徴取については、上記 4(8)《担保の提供及び徴取》と同様であるが、「猶予に係る国税の額」の判定は、換価の猶予の申請時において行う。</p> <p>26 時効の中断及び停止</p> <p>滞納者から換価の猶予の申請書が提出された場合には、その申請に係る国税の納付義務の承認があったと認められ、その国税の徴収権の時効が<u>中断する</u>(通則法第 72 条第 3 項、民法第 147 条第 3 号)。</p> <p>また、換価の猶予に係る国税(その国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。)の徴収権の時効は、その猶予がされている期間内は進行しない(通則法第 73 条</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>第4項、徴基通第151条関係12、第151条の2関係12、<u>通基通第73条関係1</u>）。</p> <p style="text-align: center;">第4章 猶予の許可等に関する処理 第1節 猶予の許可等に関する手続</p> <p>29 通常の納税の猶予申請書の提出</p> <p>納税者が通常の納税の猶予を受けようとするときは、所要の事項を記載した納税の猶予申請書（様式307010-005）（以下29において「申請書」という。）に所定の書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない（通則法第46条の2第2項、通則令第15条の2第2項、第3項）。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 申請書の記載事項及び添付書類</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 添付書類</p> <p>申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない（通則法第46条の2第2項、通則令第15条第1項、第3項、第15条の2第3項）。ただし、通常の納税の猶予（通則法第46条第2項第1号、第2号、第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実と類する事実に係るものに限る。）に係るものに限る。）の申請に当たって、災害等による書類の滅失、病気等による入院など、納税者の責めに帰さないやむを得ない理由により添付書類を提出することが困難であると税務署長が認めるときは、下記(イ)から(ハ)までの書類について提出することを要しない（通則法第46条の2第5項、通則令第15条の2第7項、通基通46条の2関係2）。</p> <p>(イ)～(ニ) （省略）</p> <p>(ホ) 納税の告知がされていない源泉徴収等による国税について通常の納税の猶予を受けようとする場合には、所得税法第220条《源泉徴収に係る所得税の納付手続》<u>又は国際観光旅客税法第16条《国内事業者による特別徴収等》</u>に規定する計算書</p> <p>(ハ) 登録免許税法第24条第1項《免許等の場合の納付の特例》に規定する登録免</p>	<p>第4項、<u>通基通第73条関係3</u>、徴基通第151条関係12、第151条の2関係12）。</p> <p style="text-align: center;">第4章 猶予の許可等に関する処理 第1節 猶予の許可等に関する手続</p> <p>29 通常の納税の猶予申請書の提出</p> <p>納税者が通常の納税の猶予を受けようとするときは、所要の事項を記載した納税の猶予申請書（様式307010-005）（以下29において「申請書」という。）に所定の書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない（通則法第46条の2第2項、通則令第15条の2第2項、第3項）。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 申請書の記載事項及び添付書類</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 添付書類</p> <p>申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない（通則法第46条の2第2項、通則令第15条第1項、第3項、第15条の2第3項）。ただし、通常の納税の猶予（通則法第46条第2項第1号、第2号、第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実と類する事実に係るものに限る。）に係るものに限る。）の申請に当たって、災害等による書類の滅失、病気等による入院など、納税者の責めに帰さないやむを得ない理由により添付書類を提出することが困難であると税務署長が認めるときは、下記(イ)から(ハ)までの書類について提出することを要しない（通則法第46条の2第5項、通則令第15条の2第7項、通基通46条の2関係2）。</p> <p>(イ)～(ニ) （同左）</p> <p>(ホ) 納税の告知がされていない源泉徴収による国税について通常の納税の猶予を受けようとする場合には、所得税法第220条《源泉徴収に係る所得税の納付手続》に規定する計算書</p> <p>(ハ) 登録免許税法第24条第1項《免許等の場合の納付の特例》に規定する登録免</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>許税について通常の納税の猶予を受けようとする場合には、登録免許税の課税の基因となる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明がされたことを明らかにする書類</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 上記(ロ)及び(ハ)又は財産収支状況書に代えて、<u>納税者</u>が独自に作成した書式(資金繰表、試算表等)を添付して提出することができる。ただし、その場合は、法令に定められた事項を全て記載する必要があることに留意する。</p> <p>(3) 管理運営担当部門への連絡 (削除)</p> <p>申請に係る<u>国税</u>が振替納税の対象である場合は、「各課部門事務連絡せん」(管理運営事務提要(様式編)様式管理番号 110-003)に必要事項を記載の上、管理運営部門に振替停止の処理を依頼する。</p> <p>30 一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予申請書の提出</p> <p>納税者が一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予を受けようとするときは、所要の事項を記載した納税の猶予申請書(様式 307010-005)(以下 30 において「申請書」という。)に所定の書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない(通則法第 46 条の 2 第 3 項、通則令第 15 条の 2 第 4 項、第 5 項)。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 申請書の記載事項及び添付書類</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 添付書類</p> <p>申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない(通則法第 46 条の 2 第 3 項、通則令第 15 条の 2 第 5 項)。</p>	<p>許税について通常の納税の猶予を受けようとする場合には、登録免許税の課税の基因となる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明がされたことを明らかにする書類</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 上記(ロ)及び(ハ)又は財産収支状況書に代えて、<u>滞納者</u>が独自に作成した書式(資金繰表、試算表等)を添付して提出することができる。ただし、その場合は、法令に定められた事項を全て記載する必要があることに留意する。</p> <p>(3) 管理運営担当部門への連絡</p> <p><u>提出された申請書(上記(2)ロ(ホ)又は(ハ)の書類がある場合はこれを含む。)は管理運営担当部門に回付する。</u></p> <p><u>当該申請書は、管理運営担当部門において徴収決定や督促保留の手続が終わり次第、徴収担当部門に回付される。</u></p> <p>また、申請に係る<u>税額</u>が振替納税の対象である場合は、「各課部門事務連絡せん」(管理運営事務提要(様式編)様式管理番号 110-003)に必要事項を記載の上、管理運営部門に振替停止の処理を依頼する。</p> <p>30 一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予申請書の提出</p> <p>納税者が一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予を受けようとするときは、所要の事項を記載した納税の猶予申請書(様式 307010-005)(以下 30 において「申請書」という。)に所定の書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない(通則法第 46 条の 2 第 3 項、通則令第 15 条の 2 第 4 項、第 5 項)。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 申請書の記載事項及び添付書類</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 添付書類</p> <p>申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない(通則法第 46 条の 2 第 3 項、通則令第 15 条の 2 第 5 項)。</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>(イ)～(ハ) (省略)</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 上記(イ)及び(ロ)又は財産収支状況書に代えて、<u>納税者が独自に作成した書式(資金繰表、試算表等)を添付して提出することができる。ただし、その場合は、法令に定められた事項を全て記載する必要があることに留意する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>31 換価の猶予申請書の提出</p> <p>滞納者が申請による換価の猶予を受けようとするときは、所要の事項を記載した換価の猶予申請書(様式 307010-056-6)(以下 31 において「申請書」という。)に所定の書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない(徴収法第 151 条の 2 第 1 項、第 3 項、徴収令第 53 条第 1 項、第 2 項)。</p> <p>(1) 申請書の提出期限</p> <p>申請による換価の猶予については、猶予を受けようとする国税の納期限(延納又は物納の許可の取消しがあった場合には、その取消しに係る書面が発せられた日)から 6 月以内に申請書を提出しなければならない(徴収法第 151 条の 2 第 1 項)。</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 申請書が郵便又は信書便により提出された場合の<u>取扱いは、上記 30(1)《申請書の提出期限》(注 1)と同様である。</u></p> <p>3 納付相談等において、換価の猶予の申請の意思を示した滞納者に対しては、申請書及び添付書類の作成のために必要と認められる期間(おおむね 1 月以内)を示して、当該期間内に申請書を提出するよう指導することに留意する。</p> <p>(2) 申請書の記載事項及び添付書類</p> <p>イ (省略)</p>	<p>(イ)～(ハ) (同左)</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 上記(イ)及び(ロ)又は財産収支状況書に代えて、<u>滞納者が独自に作成した書式(資金繰表、試算表等)を添付して提出することができる。ただし、その場合は、法令に定められた事項を全て記載する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(3) 管理運営担当部門への連絡</u></p> <p><u>提出された申請書は、上記 29(3)《管理運営担当部門への連絡》と同様に処理する。</u></p> <p>31 換価の猶予申請書の提出</p> <p>滞納者が申請による換価の猶予を受けようとするときは、所要の事項を記載した換価の猶予申請書(様式 307010-056-6)(以下 31 において「申請書」という。)に所定の書類を添付し、これを税務署長に提出しなければならない(徴収法第 151 条の 2 第 1 項、第 3 項、徴収令第 53 条第 1 項、第 2 項)。</p> <p>(1) 申請書の提出期限</p> <p>申請による換価の猶予については、猶予を受けようとする国税の納期限(延納又は物納の許可の取消しがあった場合には、その取消しに係る書面が発せられた日)から 6 月以内に申請書を提出しなければならない(徴収法第 151 条の 2 第 1 項)。</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 申請書が郵便又は信書便により提出された場合には、<u>その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその提出がされたものとみなされる(通則法第 22 条)。</u></p> <p>3 納付相談等において、換価の猶予の申請の意思を示した滞納者に対しては、申請書及び添付書類の作成のために必要と認められる期間(おおむね 1 月程度)を示して、当該期間内に申請書を提出するよう指導することに留意する。</p> <p>(2) 申請書の記載事項及び添付書類</p> <p>イ (同左)</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>ロ 添付書類</p> <p>申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない（徴収法第 151 条の 2 第 3 項、徴収令第 53 条第 1 項）。</p> <p>(イ)・(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 担保を徴する場合（上記 20(8)《担保の提供及び徴取》参照）には、担保の提供に関し必要となる書類（下記 42《担保の提供及び徴取手続》参照）</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p> <p>(3) 管理運営担当部門への連絡</p> <p>換価の猶予の申請があったときにおいて、申請に係る税額が振替納税の対象である場合の取扱いは、上記 29(3)《管理運営担当部門への連絡》と同様である。</p> <p>32 申請書等の補正</p> <p>(1) イ～ニ (省略)</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 署内資料などから添付資料に空欄となっている箇所があることに疑義があり、その欄に記載すべき事項の有無が不明な場合には、補正の手続によらず、必要に応じて納税者に対し、質問、検査を行う。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青色申告決算書や収支内訳書において建物や車両に係る減価償却費が計上されているにもかかわらず、財産目録の所有不動産や所有車両に係る欄が空欄となっている場合 ・ 季節変動があると見込まれる業種であるにもかかわらず、収支の明細書の変動等に係る増減額欄が空欄となっている場合 <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>33 みなし取下げ</p> <p>(1) 取り下げたものとみなされる場合</p> <p>次に掲げる場合に該当するときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされる（通</p>	<p>ロ 添付書類</p> <p>申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない（徴収法第 151 条の 2 第 3 項、徴収令第 53 条第 1 項）。</p> <p>(イ)・(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 担保を徴する場合（上記 20(8)《保全措置及び差押えの猶予》参照）には、担保の提供に関し必要となる書類（下記 42《担保の提供及び徴取手続》参照）</p> <p>(注) 1・2 (同左)</p> <p>(3) 管理運営担当部門への連絡</p> <p>換価の猶予の申請があったときにおいて、申請に係る税額が振替納税の対象である場合の取扱いは、上記 29(3)《管理運営担当部門への連絡》<u>また書き</u>と同様である。</p> <p>32 申請書等の補正</p> <p>(1) イ～ニ (同左)</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 署内資料などから添付資料に空欄となっている箇所があることに疑義があるものの、その欄に記載すべき事項の有無が不明な場合には、補正の手続によらず、必要に応じて納税者に対し、質問、検査を行う。</p> <p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青色申告決算書や収支内訳書において建物や車両に係る減価償却費が計上されているにもかかわらず、財産目録の所有不動産や所有車両に係る欄が空欄となっている場合 ・ 季節変動があると見込まれる業種であるにもかかわらず、収支の明細書の変動等に係る増減額欄が空欄となっている場合 <p>(2)・(3) (同左)</p> <p>33 みなし取下げ</p> <p>(1) 取り下げたものとみなされる場合</p> <p>次に掲げる場合に該当するときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされる（通</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>則法第 46 条の 2 第 9 項、徴収法第 152 条第 4 項、通基通第 46 条の 2 関係 4)。 イ (省略) ロ 納税者が補正通知書を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に改めて申請書等を提出した場合であっても、補正通知書により補正を求めた事項の全部又は一部について補正がされていない場合 (注) 1 補正通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 20 日を経過する日が休日等に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる (通則法第 10 条第 2 項)。 2 補正された申請書等が郵便又は信書便により提出された場合の取扱いは、<u>上記 30(1)《申請書の提出期限》(注 1)と同様である。</u></p> <p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>則法第 46 条の 2 第 9 項、徴収法第 152 条第 4 項、通基通第 46 条の 2 関係 4)。 イ (同左) ロ 納税者が補正通知書を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に改めて申請書等を提出した場合であっても、補正通知書により補正を求めた事項の全部又は一部について補正がされていない場合 (注) 1 補正通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 20 日以内の期間を経過した日が休日等に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる (通則法第 10 条第 2 項)。 2 補正された申請書等が郵便又は信書便により提出された場合には、<u>その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日 (その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日) にその提出がされたものとみなされる (通則法第 22 条)。</u></p> <p>(2)・(3) (同左)</p>
<p>38 猶予の許可又は不許可の決議及び納税者等への通知</p> <p>(1) 猶予の許可</p> <p>納税の猶予又は換価の猶予をする場合には、納税の猶予許可決議書 (様式 307010-010)、換価の猶予許可決議書 (様式 307010-056-18) 又は換価の猶予決議書 (様式 307010-064) により決裁を了した上、猶予をした旨、猶予に係る国税の年度、税目、猶予する金額、猶予する期間等を納税の猶予許可通知書 (様式 307010-012 又は 307010-013)、換価の猶予許可通知書 (様式 307010-056-19 又は 307010-056-20) 又は換価の猶予通知書 (様式 307010-066) により納税者に通知する (通則法第 47 条第 1 項、徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項)。</p> <p>また、納税の猶予の許可の決議を了した場合には、その決議書の副本により、速やかに管理運営担当部門に連絡する。</p> <p>なお、保証人及び担保財産の所有者 (納税者を除く。) がある場合には、これらの者に対して、納税の猶予許可通知書 (保証人等用) (様式 307010-015)、換価の猶予</p>	<p>38 猶予の許可又は不許可の決議及び納税者等への通知</p> <p>(1) 猶予の許可</p> <p>納税の猶予又は換価の猶予をする場合には、納税の猶予許可決議書 (様式 307010-010)、換価の猶予許可決議書 (様式 307010-056-18) 又は換価の猶予決議書 (様式 307010-064) により決裁を了した上、猶予をした旨、猶予に係る国税の年度、税目、猶予する金額、猶予する期間等を納税の猶予許可通知書 (様式 307010-012 又は 307010-013)、換価の猶予許可通知書 (様式 307010-056-19 又は 307010-056-20) 又は換価の猶予通知書 (様式 307010-066) により納税者に通知する (通則法第 47 条第 1 項、徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項)。</p> <p>また、納税の猶予の許可の決議を了した場合には、その決議書の副本により、速やかに管理運営担当部門に連絡する。</p> <p>なお、保証人及び担保財産の所有者 (納税者を除く。) がある場合には、これらの者に対して、納税の猶予許可通知書 (保証人等用) (様式 307010-015)、換価の猶予</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>許可通知書（保証人等用）（様式 307010-056-22）又は換価の猶予通知書（保証人等用）（様式 307010-068）により<u>猶予をする旨を通知する（通基通第 47 条関係 1）。</u> （注）（省略） (2)（省略）</p>	<p>許可通知書（保証人等用）（様式 307010-056-22）又は換価の猶予通知書（保証人等用）（様式 307010-068）により<u>猶予する旨を通知する（通基通第 47 条関係 1）。</u> （注）（同左） (2)（同左）</p>
<p style="text-align: center;">第 2 節 担保</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 担保</p>
<p>42 担保の提供及び徴取手続</p> <p>(1) 共通の<u>提出書類</u></p> <p>担保の徴取に当たっては、「<u>担保提供書</u>」（様式 307010-086）（担保を提供する者以外の第三者が有する財産を担保として提供する場合には、当該第三者がその提供について承諾した旨が記載されたものに限る。）のほか、<u>提供する担保の種類に応じて下記(2)に掲げる書類を併せて提出させる（通則令第 16 条及び通則規則第 11 条）。</u>ただし、<u>下記(2)ハ(イ)、ニ(イ) B 及び(ロ) B の登記事項証明書については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 11 条《添付書面等の省略》の規定により添付が不要とされる場合には、納税者等からの提出は要しない。</u></p> <p><u>なお、特段の記載がないものについては、納税者等の押印は不要であるから、留意する。</u></p> <p><u>おって、担保及び関係書類を受領した場合には、担保物整理一覧表（様式 307010-088）に記載し、その事績を明らかにしておくものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>42 担保の提供及び徴取手続</p> <p>(1) 共通の<u>徴取手続</u></p> <p><u>イ 担保の徴取に当たっては、下記(2)に掲げる担保の種類に応じて提出を要する書面のほか、次に掲げる書類を併せて提出させる（通基通第 54 条関係 1）。</u></p> <p>(イ) <u>担保提供書（様式 307010-086）</u></p> <p>(ロ) <u>第三者の所有財産を担保とする場合には、担保を提供することについてのその第三者の承諾の文言が記載されている担保提供書及びその第三者の印鑑証明書</u></p> <p>(ハ) <u>担保が法人又は制限行為能力者（民法第 20 条第 1 項《制限行為能力者の相手方の催告権》に規定する制限行為能力者をいう。）の所有物である場合には、代表者、法定代理人（その代理行為が同法第 826 条《親権者と子の利益相反行為》の規定に該当するときは特別代理人）、保佐人若しくは補助人の資格を証する書</u></p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 担保の種類ごとの提出書類</p> <p>イ 国債、地方債及び社債その他の有価証券（下記ロを除く。）</p> <p>（イ） 供託書の正本（通則規則第 11 条第 2 項第 1 号）</p> <p>（ロ） 担保として提供する財産が登録国債である場合には、<u>国債規則の規定により担保の登録をした旨の同令第 41 条（登録済通知書の交付）に規定する登録済通知書（通則規則第 11 条第 3 項第 1 号）</u></p> <p>（ハ） 担保として提供する上記イの財産が、<u>制限行為能力者（民法第13条第 1 項第 10号《保佐人の同意を要する行為等》に規定する制限行為能力者をいう。）又は任意後見契約上の本人（任意後見契約に関する法律第 2 条第 2 号《定義》に規定する本人をいう。）（以下42において「制限行為能力者等」という。）の所有財産である場合（任意後見契約上の本人の所有財産について、当該任意後見契約上の本人が自ら担保として提供する場合を除く。）</u>には、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める書類</p> <p>A <u>法定代理人（その代理行為が民法第826条《利益相反行為》の規定に該当するときは特別代理人）、成年後見人、任意後見人（任意後見監督人が選任されているものに限る。）、保佐人又は補助人（以下42において「法定代理人等」という。）に国税の担保提供手続について代理権が付与されているとき</u> <u>次の制限行為能力者等の区分に応じて、当該制限行為能力者等に関する次</u></p>	<p><u>面（商業登記簿謄本、戸籍謄本、保佐人等の登記事項証明書等）又は保佐人若しくは補助人がその担保の設定に同意した旨が記載された書面及びその代表者、法定代理人、保佐人又は補助人の印鑑証明書</u></p> <p><u>（ニ） 法人による保証（物上保証を含む。）が会社法第 356 条《競業及び利益相反取引の制限》、第 365 条《競業及び取締役会設置会社との取引等の制限》又は第 595 条《利益相反取引の制限》の規定に該当する場合には、その提供等につき株主総会の承認、取締役会の承認又は社員の過半数の承認を受けたことを証する書面</u></p> <p><u>ロ 担保及び関係書類を受領した場合には、担保物整理一覧表（様式 307010-088）に記載し、その事績を明らかにしておくものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p><u>に定める書類</u></p> <p><u>(A) 未成年者の場合</u> <u>戸籍謄（抄）本</u></p> <p><u>(B) 成年被後見人の場合</u> <u>登記事項証明書</u></p> <p><u>(C) 任意後見契約上の本人、被保佐人又は被補助人の場合</u> <u>登記事項証明書（代理権目録が添付されたもの）</u></p> <p><u>B 保佐人又は補助人に国税の担保提供手続について代理権が付与されておらず、保佐人又は補助人の同意が必要とされているとき</u> <u>被保佐人又は被補助人の登記事項証明書及び保佐人又は補助人がその担保の設定に同意した旨が記載された書面（以下「同意書」という。）</u></p> <p><u>(三) 担保として提供する上記イの財産が、法人の所有財産である場合には、それぞれ次に定める書類</u></p> <p><u>A 代表者の資格を証する書面</u></p> <p><u>B 法人による保証が会社法第356条第1項第3号《競業及び利益相反取引の制限》、第365条第1項《競業及び取締役会設置会社との取引等の制限》、第419条第2項《執行役の監査委員に対する報告義務等》又は第595条第1項第2号《利益相反取引の制限》の規定に該当する場合には、その提供等につき株主総会の承認、取締役会の承認又は社員の過半数の承認を受けたことを証する書面</u></p> <p><u>ロ 振替株式等</u></p> <p><u>(イ) 振替株式等の種類、銘柄並びに銘柄ごとの数及び金額を記載した書類（通則規則第11条第4項第1号）</u></p> <p><u>(ロ) 担保として提供する振替株式等が制限行為能力者等の所有財産である場合（任意後見契約上の本人の所有財産について、当該任意後見契約上の本人が自ら担保として提供する場合を除く。）には、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める書類</u></p> <p><u>A 法定代理人等に国税の担保提供手続について代理権が付与されていると</u></p>	

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>き</p> <p><u>上記イ(ハ)Aに掲げる書類</u></p> <p><u>B 保佐人又は補助人に国税の担保提供手続について代理権が付与されておらず、保佐人又は補助人の同意が必要とされているとき</u></p> <p><u>上記イ(ハ)Bに掲げる書類</u></p> <p><u>(ハ) 担保として提供する振替株式等が法人の所有財産である場合には、上記イ(ニ)に掲げる書類</u></p> <p>ハ <u>土地、建物等及び鉄道財団等の財団（以下この章において「不動産等」という。）</u></p> <p><u>(イ) 担保として提供する不動産等の登記事項証明書その他の登記又は登録がされている事項を明らかにする書類（通則規則第 11 条第 5 項第 1 号イ、第 2 号イ及び第 3 号イ）</u></p> <p><u>(ロ) 担保として提供する不動産等の評価の明細（地方税法第 341 条第 9 号《固定資産税に関する用語の意義》に掲げる固定資産課税台帳に登録された価格について市町村長が交付する証明書を含む。）（通則規則第 11 条第 5 項第 1 号ロ、第 2 号ロ及び第 3 号ロ）</u></p> <p><u>(ハ) 抵当権設定登記承諾書（様式 307010-98。以下同じ。）その他の抵当権の設定登記又は登録について不動産等の所有者が当該設定を承諾する旨の書類（当該所有者の記名押印があるものに限る。）（通則規則第 11 条第 5 項第 1 号ハ、第 2 号ハ及び第 3 号ハ）</u></p> <p><u>(ニ) 不動産等の所有者の印鑑証明書（通則規則第 11 条第 5 項第 1 号ニ、第 2 号ニ及び第 3 号ニ）</u></p> <p><u>(ホ) 担保として提供する財産が建物等である場合には次に定める書類（通則規則第 11 条第 5 項第 2 号ホ、ヘ）</u></p> <p><u>A 保険業法第 2 条第 1 項《定義》に規定する保険業その他これに類する事業を行う者に対して提出する書類で担保となる建物等に付された保険に係る保険金請求権に質権を設定することの承認を請求するための書類</u></p> <p><u>B 担保として提供する建物等に付された保険に係る保険証券の写し</u></p> <p><u>(ハ) 担保として提供する不動産等が制限行為能力者等の所有財産である場合（任</u></p>	

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p><u>意後見契約上の本人の所有財産について、当該任意後見契約上の本人が自ら担保として提供する場合を除く。）には、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める書類</u></p> <p><u>A 法定代理人等に国税の担保提供手続について代理権が付与されているとき</u> <u>上記(2)イ(ハ)Aに掲げる書類のほか、抵当権設定登記承諾書その他の抵当権の設定登記又は登録について不動産等の所有者が当該設定を承諾する旨の書類</u> <u>(法定代理人等の記名押印があるものに限る。)</u> 及び法定代理人等の印鑑証明書</p> <p><u>(注) この場合には、上記(ハ)及び(ニ)に規定する書類等の提出は要しない。</u></p> <p><u>B 保佐人又は補助人に国税の担保提供手続について代理権が付与されておらず、保佐人又は補助人の同意が必要とされているとき</u> <u>上記(2)イ(ハ)Bに掲げる書類(同意書については、保佐人又は補助人の記名押印があるものに限る。)</u> 及び保佐人又は補助人の印鑑証明書</p> <p><u>(ロ) 担保として提供する不動産等が、法人の所有財産である場合には、上記(2)イ(ニ)に掲げる書類のほか、抵当権設定登記承諾書その他の抵当権の設定登記又は登録について不動産等の所有者が当該設定を承諾する旨の書類</u> <u>(法人の代表者の記名押印があるものに限る。)</u> 及び法人の代表者の印鑑証明書</p> <p><u>(注) この場合には、上記(ハ)及び(ニ)に規定する書類等の提出は要しない。</u></p> <p><u>三 税務署長等が確実と認める保証人の保証</u></p> <p><u>(イ) 保証人が個人である場合</u></p> <p><u>A 納税保証書(様式 307010-015。以下同じ。)(当該保証人の記名押印があるものに限る。)(通則規則第 11 条第 6 項第 1 号イ)</u></p> <p><u>B 当該保証人が所有する不動産等に係る上記(2)イ(イ)及び(ロ)に掲げる書類</u> <u>(通則規則第 11 条第 6 項第 1 号ロ)</u></p> <p><u>C 当該保証人の収入の状況を確認できる書類並びに当該保証人の財産及び債務の明細を記載した書類(通則規則第 11 条第 6 項第 1 号ハ)</u></p> <p><u>D 当該保証人の印鑑証明書(通則規則第 11 条第 6 項第 1 号ニ)</u></p>	

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p><u>E 保証人となる個人が制限行為能力者等である場合（任意後見契約上の本人が保証人となる場合で、当該任意後見契約上の本人が自ら担保を提供する場合を除く。）には、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に定める書類</u></p> <p><u>(A) 法定代理人等に国税の担保提供手続について代理権が付与されているとき</u></p> <p>上記(2)イ(ハ)Aに掲げる書類のほか、納税保証書（法定代理人等の記名押印があるものに限る。）及び法定代理人等の印鑑証明書</p> <p><u>(注) この場合には、上記A及びDに規定する書類等の提出は要しない。</u></p> <p><u>(B) 保佐人又は補助人に国税の担保提供手続について代理権が付与されておらず、保佐人又は補助人の同意が必要とされているとき</u></p> <p>上記(2)イ(ハ)Bに掲げる書類</p> <p><u>(ロ) 保証人が法人である場合</u></p> <p><u>A 納税保証書（当該保証人の代表者の記名押印があるものに限る。）（通則規則第11条第6項第2号イ）</u></p> <p><u>B 当該保証人に係る登記事項証明書（通則規則第11条第6項第2号ロ）</u></p> <p><u>C 当該保証人の代表者の印鑑証明書（通則規則第11条第6項第2号ハ）</u></p> <p><u>D 上記(2)イ(ニ)に掲げる書類</u></p> <p><u>(注) 上記(イ)A、E(A)及び(ロ)Aの納税保証書には、所定の金額の印紙税が課されることに留意する（印紙税法第7条別表第1第13号文書）。</u></p> <p><u>(3) 担保の種類ごとの徴取手続</u></p> <p><u>イ 国債、地方債及び社債その他の有価証券</u></p> <p><u>(イ) 国債、地方債及び税務署長が確実と認める社債その他の有価証券（下記(ロ)に掲げるものを除く。）の場合</u></p> <p>納税者に、次の手続により国債、地方債及び社債その他の有価証券を供託させ、その供託書正本を担保提供書に添付して提出させる（通則令第16条第1項本文）。</p> <p>なお、供託は、可能な限り担保の提供を受けるべき税務署（国税局及び沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）の所在地にある供託所（供託有価証券の受入れ</p>	<p><u>(2) 担保の種類ごとの徴取手続</u></p> <p><u>イ 国債、地方債、社債及びその他の有価証券</u></p> <p><u>(イ) 国債、地方債及び税務署長が確実と認める社債その他の有価証券（下記(ロ)に掲げるものを除く。）の場合</u></p> <p>納税者に、次の手続により国債、地方債及びその他の有価証券を供託させ、その供託書正本を担保提供書に添付して提出させる（通則令第16条第1項本文）。</p> <p>なお、供託は、可能な限り担保の提供を受けるべき税務署（国税局及び沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）の所在地にある供託所（供託有価証券の受入れ</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>を取り扱う法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所をいう。以下同じ。)にさせる(通基通第54条関係2)。</p> <p>A 振替国債 (A)～(C) (省略)</p> <p>B 地方債及び税務署長が確実と認める社債その他の有価証券(下記(㍑)に掲げるものを除く。) (A)～(C) (省略)</p> <p>(㍑) 振替株式等の場合 納税者に、担保提供書を提出させ、手続依頼書を交付の上、次の手続を行わせる(通則令第16条第2項)。</p> <p>A 手続依頼書に必要事項を記載の上、税務署長等の名義の口座の管理業務を委託する口座管理機関(以下「証券会社等」という。)に送付し、証券会社等に納税者(物上保証人により担保提供される場合は物上保証人。以下(㍑)において同じ。)名義の口座を開設する。</p> <p>B 担保として提供する振替株式等を証券会社等の納税者名義の口座(保有欄)に振り替えた後、証券会社等に税務署長等の名義の口座(質権欄)への振替の申請を行う。 (削除)</p> <p>C 税務署長等の名義の口座(質権欄)への振替手続を了すると、証券会社等から「担保振替に関する受入(差入)完了通知」が送付されるので、当該通知と担保提供書の記載内容を照合して、振替株式等が担保として提供されたことを確認する。この場合において、当該通知は担保関係書類として取り扱う。 なお、振替株式等が担保提供されている間は、証券会社等から「残高報告書」が毎月送付されるため、その内容を確認後、担保関係書類とともに保管する。</p>	<p>を取り扱う法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所をいう。以下同じ。)にさせる(通基通第54条関係2)。</p> <p>A 振替国債 (A)～(C) (同左)</p> <p>B 地方債及び税務署長が確実と認める社債その他の有価証券(振替株式等を除く。) (A)～(C) (同左)</p> <p>(㍑) 振替株式等の場合 納税者に、担保提供書を提出させ、手続依頼書を交付の上、次の手続を行わせる(通則令第16条第2項)。</p> <p>A 手続依頼書に必要事項を記載の上、税務署長等の名義の口座を管理する証券会社等の指定金融機関(以下「指定金融機関」という。)に送付し、指定金融機関内に納税者(又は物上保証人)名義の口座を開設する。</p> <p>B 担保提供する振替株式等を指定金融機関内の納税者名義の口座(保有欄)に振り替えた後、指定金融機関に税務署長等の名義の口座(質権欄)への振替の申請を行う。 なお、物上保証人の振替株式等を担保として提供する場合は、担保提供する振替株式等を指定金融機関内の物上保証人名義の口座(保有欄)に振り替えた後、指定金融機関内の納税者名義の口座(質権欄)に振り替えた上で、指定金融機関に税務署長等の名義の口座(質権欄)への振替の申請を行う。</p> <p>C 税務署長等名義の口座(質権欄)への振替手続を了すると、指定金融機関から「担保振替に関する受入(差入)完了通知」が送付されるので、当該通知と担保提供書の記載内容を照合して、振替株式が担保として提供されたことを確認する。この場合において、当該通知は担保関係書類として取り扱う。 なお、振替株式が担保提供されている間は、指定金融機関から「残高報告書」が毎月送付されるため、その内容を確認後、担保関係書類とともに保管する。</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>ロ <u>不動産等</u> <u>不動産等</u>については、納税者に<u>上記(2)ハに掲げる書類</u>を提出させ、税務署長において、不動産登記法、立木ニ関スル法律、船舶登記令及び工場抵当法等の関係法令に従い<u>抵当権設定の登記等</u>を関係機関に嘱託する（通則令第 16 条第 3 項）。</p> <p>(注) 1 （省略）</p> <p>2 抵当権設定の登記等の嘱託の方法等については、徴収事務提要によるほか、<u>昭和 36 年 12 月 23 日付徴徴 2-52「航空機差押登録等の嘱託手続について」(事務運営指針)</u>により処理する。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) （省略）</p> <p>(5) 第三者の所有財産又は保証人の保証を担保として徴する場合の取扱い 第三者の所有財産又は保証人の保証を担保として徴する場合には、納税者及びその第三者又は保証人（以下「物上保証人等」という。）に対して、次によりその意思に基づき保証をしたこと、又は担保財産を提供したことを確認した上で担保を徴す</p>	<p>ロ <u>土地、建物等及び鉄道財団等の財団</u> <u>土地、建物等及び鉄道財団等の財団</u>（以下この章において「不動産等」という。）については、納税者に<u>抵当権設定登記承諾書（様式 307010-098）及び印鑑証明書（上記(1)イ(ロ)により提出する場合を除く。）</u>等の必要書類を提出させ、税務署長において、不動産登記法、立木ニ関スル法律、船舶登記令及び工場抵当法等の関係法令に従い<u>抵当権設定の登記等</u>を関係機関に嘱託する（通則令第 16 条第 3 項）。</p> <p>(注) 1 （同左）</p> <p>2 抵当権設定の登記等の嘱託の方法等については、徴収事務提要によるほか、<u>次の通達</u>により処理する。</p> <p>(1) <u>昭和 36 年 12 月 23 日付徴徴 2-52「航空機差押登録等の嘱託手続について」(事務運営指針)</u></p> <p>(2) <u>昭和 62 年 11 月 27 日付徴徴 2-19「『自動車登録ファイルに登録された自動車の差押登録等の嘱託手続等について』通達の全文改正について」(事務運営指針)</u></p> <p>ハ <u>税務署長が確実と認める保証人の保証</u> <u>保証人の作成した納税保証書（様式 307010-105）</u>を提出させる（通則令第 16 条第 4 項）。</p> <p><u>なお、納税保証書には、保証人の印鑑証明書（法人による保証の場合には、代表者の資格を証する書面及び法人代表者印の印鑑証明書）</u>を添付させる（通基通第 54 条関係 1(4)）。</p> <p>(注) <u>納税保証書には、所定の金額の印紙税が課されることに留意する（印紙税法第 7 条別表第 1 第 13 号文書）。</u></p> <p>(3) （同左）</p> <p>(4) 第三者の所有財産又は保証人の保証を担保として徴する場合の取扱い 第三者の所有財産又は保証人の保証を担保として徴する場合には、納税者及びその第三者又は保証人（以下「物上保証人等」という。）に対して、次によりその意思に基づき保証をしたこと、又は担保財産を提供したことを確認した上で担保を徴す</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>る（通基通第 54 条関係 6 参照）。ただし、物上保証人等が、納税者とともに税務署において担保を提供するために必要な手続をしたこと等により、担保を提供する意思が明らかに認められる場合は、この限りでない。この場合は、納税者及び物上保証人等が、<u>署名（記名を含む。）</u>するなど、自らの意思において担保を提供するために必要な手続をしたことを的確に記録しておくことに留意する。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 確認の方法</p> <p>上記イに掲げる確認は、物上保証人等に対して、文書による照会、臨場等による面接調査によって行う。この場合において、臨場等による面接調査を行ったときは、その確認した事項を記載した書面に物上保証人等の<u>署名（記名を含む。）</u>を徴するものとする。</p> <p>なお、確認した事項は的確に記録し、回答を受けた書面等は、関係書類に編てつする。</p> <p>（注）1・2 （省略）</p> <p><u>(6)</u> （省略）</p> <p><u>(7)</u> 猶予期間終了後の担保の取扱い</p> <p>当初の猶予の終了時点において国税が完納していない場合において、別の猶予の適用が可能である場合には、既に徴した担保の処分を行うことなく、当該担保の額を再評価し、当該別の猶予に係る国税を充足するときは、当該担保を当該別の猶予の担保として取り扱って差し支えない。</p> <p>なお、担保が第三者の所有財産又は保証人の保証である場合には、<u>上記(5)ロの方法に準じて</u>、当該物上保証人等に改めて保証の意思を確認することに留意する。</p> <p>また、既に徴した担保が、当該別の猶予に係る国税に不足する場合は、担保を追加して提供させるため、新たな担保財産等の徴取又は抵当権の変更登記等の手続を行うが、抵当権の変更登記を囑託する場合において、不動産登記法第 66 条《権利の変更登記》の規定により、納税者から登記上の利害関係を有する第三者の承諾書の提出を受けたときは、その第三者に対し、上記(4)に準じて承諾の意思を確認する。</p>	<p>る（通基通第 54 条関係 6 参照）。ただし、物上保証人等が、納税者とともに税務署において担保を提供するために必要な手続をしたこと等により、担保を提供する意思が明らかに認められる場合は、この限りでない。この場合は、納税者及び物上保証人等が、<u>自署押印</u>するなど、自らの意思において担保を提供するために必要な手続をしたことを的確に記録しておくことに留意する。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 確認の方法</p> <p>上記イに掲げる確認は、物上保証人等に対して、文書による照会、臨場等による面接調査によって行う。この場合において、臨場等による面接調査を行ったときは、その確認した事項を記載した書面に物上保証人等の<u>署名押印（記名押印を含む。）</u>を徴するものとする。</p> <p>なお、確認した事項は的確に記録し、回答を受けた書面等は、関係書類に編てつする。</p> <p>（注）1・2 （同左）</p> <p><u>(5)</u> （同左）</p> <p><u>(6)</u> 猶予期間終了後の担保の取扱い</p> <p>当初の猶予の終了時点において国税が完納していない場合において、別の猶予の適用が可能である場合には、既に徴した担保の処分を行うことなく、当該担保の額を再評価し、当該別の猶予に係る国税を充足するときは、当該担保を当該別の猶予の担保として取り扱って差し支えない。</p> <p>なお、担保が第三者の所有財産又は保証人の保証である場合には、当該物上保証人等に改めて保証の意思を確認することに留意する。</p> <p>また、既に徴した担保が、当該別の猶予に係る国税に不足する場合は、担保を追加して提供させるため、新たな担保財産等の徴取又は抵当権の変更登記等の手続を行うが、抵当権の変更登記を囑託する場合において、不動産登記法第 66 条《権利の変更登記》の規定により、納税者から登記上の利害関係を有する第三者の承諾書の提出を受けたときは、その第三者に対し、上記(4)に準じて承諾の意思を確認する。</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>43 担保の解除</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 解除の手續</p> <p>イ 解除の通知等</p> <p>担保を解除する場合には、その旨を担保解除通知書（様式 307010-094）により担保を提供した納税者に通知する（通則令第 17 条第 2 項）。この場合においては、担保の種類に応じ、次の処理をしなければならないことに留意する（通基通第 54 条関係 8 参照）。</p> <p>(イ) 国債、地方債、社債その他の有価証券等</p> <p>A 国債、地方債、社債その他の有価証券（振替株式等を除く。）の場合</p> <p>「供託原因消滅証明書」（管理運営事務提要（様式編）様式管理番号 459-252）を作成し、保管中の供託書正本とともに、納税者に返還する（通則令第 17 条第 3 項第 1 号）。</p> <p>B 振替株式等の場合</p> <p><u>証券会社等</u>所定の指図書に所要事項を記載して、<u>証券会社等</u>に対し、<u>証券会社等</u>内の税務署長等の名義の口座（質権欄）から納税者名義の口座（保有欄）（物上保証人の振替株式等を担保として徴取した場合は、納税者名義の口座（質権欄））への振替を申請する（通則令第 17 条第 3 項第 2 号）。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(ロ) 不動産等</p> <p>「抵当権抹消登記嘱託書」（様式 307010-103）及び「登記原因証明書」を作成し、税務署長において抵当権設定の登記等の抹消の登記等を関係機関に嘱託する（通則令第 17 条第 3 項第 3 号）。</p> <p>なお、保険金請求権に対して質権を設定している場合には、担保原因が消滅した旨の証明書（「担保原因抹消証明書」）を作成し、納税者に<u>送付</u>する。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>43 担保の解除</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 解除の手續</p> <p>イ 解除の通知等</p> <p>担保を解除する場合には、その旨を担保解除通知書（様式 307010-094）により担保を提供した納税者に通知する（通則令第 17 条第 2 項）。この場合においては、担保の種類に応じ、次の処理をしなければならないことに留意する（通基通第 54 条関係 8 参照）。</p> <p>(イ) 国債、地方債、社債その他の有価証券等</p> <p>A 国債、地方債、社債その他の有価証券（振替株式等を除く。）の場合</p> <p><u>保管中の供託書正本に</u>「供託原因消滅証明書」（管理運営事務提要（様式編）様式管理番号 459-252）を作成し、保管中の供託書正本とともに、納税者に返還する（通則令第 17 条第 3 項第 1 号）。</p> <p>B 振替株式等の場合</p> <p><u>指定金融機関</u>所定の指図書に所要事項を記載して、<u>指定金融機関</u>に対し、<u>指定金融機関</u>内の税務署長等の名義の口座（質権欄）から納税者名義の口座（保有欄）（<u>ただし、物上保証人の振替株式等を担保として提供</u>した場合は、納税者名義の口座（質権欄））への振替を申請する（通則令第 17 条第 3 項第 2 号）。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(ロ) 不動産等</p> <p>「抵当権抹消登記嘱託書」（様式 307010-103）及び「登記原因証明書」を作成し、税務署長において抵当権設定の登記等の抹消の登記等を関係機関に嘱託する（通則令第 17 条第 3 項第 3 号）。</p> <p>なお、保険金請求権に対して質権を設定している場合には、担保原因が消滅した旨の証明書（「担保原因抹消証明書」）を作成し、<u>保管中の保険証券等とともに納税者に返還</u>する。</p> <p>(注) (同左)</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>(ハ) 保証人の保証 保管中の納税保証書（保証人の印鑑証明書等を含む。）を納税者に返還する。</p> <p>ロ 担保関係書類受領証の徴取 担保を提供した納税者に担保（その担保に関して提供されている書類を含む。）を返還するときは、その担保の正当受領者であることを確認した上で担保関係書類受領証（管理運営事務提要（様式編）様式管理番号 459-256）を徴し、これと引換えに担保を返還する。ただし、返還すべき担保が保証人の保証である場合には、書留郵便をもって納税保証書（保証人の印鑑証明書等を含む。）を納税者に送付し、その書留郵便物受領証をもって、担保関係書類受領証に代えて差し支えない。</p> <p>なお、担保を返還したときは、担保物整理一覧表にその旨を記載する。</p> <p>（注） （省略）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 猶予の取消等に関する処理 第 1 節 猶予の取消し又は猶予期間の短縮</p> <p>44 猶予の取消し又は猶予期間の短縮をする場合 納税者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところにより、適切に処理する（通則法第 49 条第 1 項、徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項）。</p> <p>なお、納税の猶予について、その取消し又は猶予期間の短縮をする場合には、下記 45(1)《弁明の聴取》により納税者から弁明を聴取する必要があることに留意する。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 納税の猶予許可通知書（納税の猶予期間延長許可通知書及び納税の猶予の納付計画変更通知書を含む。）又は換価の猶予（許可）通知書（換価の猶予期間延長（許可）通知書及び換価の猶予の納付計画変更通知書を含む。）により通知された分割納付金額をその分割納付期限までに納付しないとき（通則法第 49 条第 1 項第 2 号、徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項）。</p> <p>この場合には、猶予を取り消すものとする。ただし、税務署長がやむを得ない理由があると認めるとき（次のような事情があり、かつ、猶予を継続しても徴収上の</p>	<p>(ハ) 保証人の保証 保管中の納税保証書を納税者に返還する。</p> <p>ロ 担保関係書類受領証の徴取 担保を提供した納税者に担保（その担保に関して提供されている書類を含む。）を返還するときは、その担保の正当受領者であることを確認した上で担保関係書類受領証（管理運営事務提要（様式編）様式管理番号 459-256）を徴し、これと引換えに担保を返還する。ただし、返還すべき担保が保証人の保証である場合には、書留郵便をもって納税保証書を納税者に送付し、その書留郵便物受領証をもって、担保関係書類受領証に代えて差し支えない。</p> <p>なお、担保を返還したときは、担保物整理一覧表にその旨を記載する。</p> <p>（注） （同左）</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 猶予の取消等に関する処理 第 1 節 猶予の取消し又は猶予期間の短縮</p> <p>44 猶予の取消し又は猶予期間の短縮をする場合 納税者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれに定めるところにより、適切に処理する（通則法第 49 条第 1 項、徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項）。</p> <p>なお、納税の猶予について、その取消し又は猶予期間の短縮をする場合には、下記 45(1)《弁明の聴取》により納税者から弁明を聴取する必要があることに留意する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 納税の猶予許可通知書（納税の猶予期間延長許可通知書及び納税の猶予の納付計画変更通知書を含む。）又は換価の猶予（許可）通知書（換価の猶予期間延長（許可）通知書及び換価の猶予の納付計画変更通知書を含む。）により通知された分割納付金額をその分割納付期限までに納付しないとき（通則法第 49 条第 1 項第 2 号、徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項）。</p> <p>この場合には、猶予を取り消すものとする。ただし、税務署長がやむを得ない理由があると認めるとき（次のような事情があり、かつ、猶予を継続しても徴収上の</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>支障がないと認められるとき)には、猶予を取り消さないこととすることができる(通基通第49条関係1)。</p> <p><u>なお、納税の猶予又は換価の猶予を受けている納税者から、分割納付を履行することが困難である旨の相談を受けた場合において、分割納付期限までに納付しない場合は猶予を取り消す旨の説明を行うときは、猶予の取消しの根拠条文(通則法第49条第1項第2号又は徴収法第152条第3項若しくは第4項)、要件及びその取消しが要件に適合する理由を説明する(行政手続法第35条第2項)。この場合において、納税者からその説明内容を記載した書面の交付を求められたときは、上記の事項を記載した書面(様式505000-002又は505000-003)を交付する。</u></p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 分割納付期限までに納付することができなかった分割納付金額を、おおむね次の分割納付期限までに納付することが可能であると認められるとき。</p> <p>(注)1 上記ハについて、納税者に対し、次の分割納付期限までに納付しない場合は猶予を取り消す旨の説明を行うときは、猶予の取消しの根拠条文(通則法第49条第1項第2号又は徴収法第152条第3項若しくは第4項)、要件及びその取消しが要件に適合する理由を説明する(行政手続法第35条第2項)。この場合において、納税者からその説明内容を記載した書面の交付を求められたときは、上記の事項を記載した書面(様式505000-006又は505000-007)を交付する。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 換価の猶予をしている場合において、上記の災害、病気等による売上の減少、病気等による医療費の支出、災害等による復旧費用の支出等があったときは、納税の猶予を適用することを検討する。</p> <p>なお、納税の猶予を適用することとした場合には、換価の猶予の取消しを行う。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき(通則法第49条第1項第4号)。</p>	<p>支障がないと認められるとき)には、猶予を取り消さないこととすることができる(通基通第49条関係1)。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 分割納付期限までに納付することができなかった分割納付金額を、おおむね次の分割納付期限までに納付することが可能であると認められるとき。</p> <p>(注)1 上記ハについて、納税者に対し、次の分割納付期限までに納付しない場合は猶予を取り消す旨の説明を行う場合は、猶予の取消しの根拠条文(通則法第49条第1項第2号又は徴収法第152条第3項若しくは第4項)、要件及びその取消しが要件に適合する理由を説明する。この場合において、納税者からその説明内容を記載した書面の交付を求められたときは、上記の事項を記載した書面を交付する(行政手続法第35条第2項、第3項)。</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 換価の猶予をしている場合において、上記の災害、病気等による売上の減少、病気等による医療費の支出、災害等による復旧費用の支出等があったときは、納税の猶予を適用することを検討する。</p> <p>なお、納税の猶予を適用することとした場合には、換価の猶予の取消し又は猶予期間の短縮を行う。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 新たにその猶予に係る国税以外の国税を滞納したとき(通則法第49条第1項第4号)。</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>この場合には、猶予を取り消すものとする。ただし、税務署長がやむを得ない理由があると認めるとき（次のような事情があり、かつ、猶予を継続しても徴収上の支障がないと認められるとき）には、猶予を取り消さないこととすることができる（通基通第 49 条関係 3）。</p> <p><u>なお、納税の猶予又は換価の猶予を受けている納税者から、新たに納期限が到来する国税の納付が困難である旨の相談を受けた場合において、新たに国税を滞納した場合は猶予を取り消す旨の説明を行うときは、猶予の取消しの根拠条文（通則法第 49 条第 1 項第 4 号又は徴収法第 152 条第 3 項若しくは第 4 項）、要件及びその取消しが要件に適合する理由を説明する（行政手続法第 35 条第 2 項）。この場合において、納税者からその説明内容を記載した書面の交付を求められたときは、上記の事項を記載した書面（様式 505000-004 又は 505000-005）を交付する。</u></p> <p>イ～ニ （省略）</p> <p>(注) 1 上記ニについて、納税者に対し、次回の分割納付期限までに納付しない場合は猶予を取り消す旨の説明を行うときは、猶予の取消しの根拠条文（通則法第 49 条第 1 項第 4 号又は徴収法第 152 条第 3 項若しくは第 4 項）、要件及びその取消しが要件に適合する理由を説明する（<u>行政手続法第 35 条第 2 項</u>）。この場合において、納税者からその説明内容を記載した書面の交付を求められたときは、上記の事項を記載した書面（<u>様式 505000-008 又は 505000-009</u>）を交付する。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 換価の猶予をしている場合において、新たに滞納となった国税も含めて納税の猶予の要件に該当するときは、納税の猶予の適用を検討する。</p> <p>なお、納税の猶予を適用することとした場合には、換価の猶予の取消しを行う。</p> <p>(5) 偽りその他不正な手段により猶予の申請又は猶予期間の延長申請がされ、その申請に基づき猶予をし、又は猶予期間の延長をしたことが判明したとき（通則法第 49 条第 1 項第 5 号）。</p> <p>この場合には、猶予を取り消すものとする。</p>	<p>この場合には、猶予を取り消すものとする。ただし、税務署長がやむを得ない理由があると認めるとき（次のような事情があり、かつ、猶予を継続しても徴収上の支障がないと認められるとき）には、猶予を取り消さないこととすることができる（通基通第 49 条関係 3）。</p> <p>イ～ニ （同左）</p> <p>(注) 1 上記ニについて、納税者に対し、次回の分割納付期限までに納付しない場合は猶予を取り消す旨の説明を行うときは、猶予の取消しの根拠条文（通則法第 49 条第 1 項第 4 号又は徴収法第 152 条第 3 項若しくは第 4 項）、要件及びその取消しが要件に適合する理由を説明する。この場合において、納税者からその説明内容を記載した書面の交付を求められたときは、上記の事項を記載した書面を交付する（<u>行政手続法第 35 条第 2 項、第 3 項</u>）。</p> <p>2 （同左）</p> <p>3 換価の猶予をしている場合において、新たに滞納となった国税も含めて納税の猶予の要件に該当するときは、納税の猶予の適用を検討する。</p> <p>なお、納税の猶予を適用することとした場合には、換価の猶予の取消し<u>又は猶予期間の短縮</u>を行う。</p> <p>(5) 偽りその他不正な手段により猶予の申請又は猶予期間の延長申請がされ、その申請に基づき猶予をし、又は猶予期間の延長をしたことが判明したとき（通則法第 49 条第 1 項第 5 号）。</p> <p>この場合には、猶予を取り消すものとする。</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>なお、「偽りその他不正な手段」とは、猶予の申請書（猶予期間延長申請書を含む。）又は添付書類につき、次に掲げるような虚偽の事実等を記載し、又は記載すべき事実等を記載しないことをいう（通基通第 49 条関係 4）。</p> <p>イ 猶予該当事実がないにもかかわらず、故意に猶予該当事実がある旨を記載すること。</p> <p>ロ・ハ （省略）</p> <p>(6) （省略）</p>	<p>なお、「偽りその他不正な手段」とは、猶予の申請書（猶予期間延長申請書を含む。）又は添付書類につき、次に掲げるような虚偽の事実等を記載し、又は記載すべき事実等を記載しないことをいう（通基通第 49 条関係 4）。</p> <p>イ 猶予該当事実がないにもかかわらず、故意に猶予該当事実がある旨を記載<u>を</u>すること。</p> <p>ロ・ハ （同左）</p> <p>(6) （同左）</p>
<p>45 猶予の取消し又は猶予期間の短縮の手続</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 換価の猶予の場合</p> <p>職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予について、その取消し又は猶予期間の短縮をする場合には、<u>弁明を聴取する必要はない</u>（徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項、徴基通第 152 条関係 8）ものの、滞納者について取消事由が生じた場合は、やむを得ない理由（上記 44《猶予の取消し又は猶予期間の短縮をする場合》(2)及び(4)参照）の有無など、滞納者の実情を把握した上で、換価の猶予の取消し又は猶予期間の短縮を検討する。</p> <p>(注) 滞納者の実情の確認は電話連絡等により行うが、滞納者が連絡の依頼に応じないなどによりその実情の確認を行うことができない場合には、「猶予中の納税について」（様式 304000-005）等を送付し、指定日までに滞納者から連絡等がない場合は、やむを得ない理由はないものとして猶予の取消し又は猶予期間の短縮を行うこととして差し支えない。</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>45 猶予の取消し又は猶予期間の短縮の手続</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 換価の猶予の場合</p> <p>職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予について、その取消し又は猶予期間の短縮をする場合には、<u>弁明を徴する必要はない</u>（徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項、徴基通第 152 条関係 8）ものの、滞納者について取消事由が生じた場合は、やむを得ない理由（上記 44《猶予の取消し又は猶予期間の短縮をする場合》(2)及び(4)参照）の有無など、滞納者の実情を把握した上で、換価の猶予の取消し又は猶予期間の短縮を検討する。</p> <p>(注) 滞納者の実情の確認は電話連絡等により行うが、滞納者が連絡の依頼に応じないなどによりその実情の確認を行うことができない場合には、「猶予中の納税について」（様式 304000-005）を送付し、指定日までに滞納者から連絡等がない場合は、やむを得ない理由はないものとして猶予の取消し又は猶予期間の短縮を行うこととして差し支えない。</p> <p>(3) （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第 2 節 分割納付計画の変更</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 分割納付計画の変更</p>
<p>47 分割納付計画が変更できる場合</p> <p>猶予に係る金額を分割して納付している場合において、納税者が分割納付金額をそ</p>	<p>47 分割納付計画が変更できる場合</p> <p>猶予に係る金額を分割して納付している場合において、納税者が分割納付金額をそ</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>の分割納付期限までに納付することができないやむを得ない理由があると認められるとき（上記44《猶予の取消し又は猶予期間の短縮をする場合》(2)ロ参照。通基通第46条関係18)は、既に認められた<u>猶予期間</u>の範囲において、その分割納付期限及び分割納付金額（以下「分割納付計画」という）を変更することができる（通則法第46条第9項、徴収法第152条第3項、第4項、通基通第46条関係19)。</p> <p>また、猶予期間を短縮したときは、短縮後の猶予期間の範囲において、分割納付計画を変更する。</p> <p>(注) 分割納付金額をその分割納付期限までに納付することができない場合であっても、その分割納付金額につき短期間で納付することができる^{と認められる場合}（上記44《猶予の取消し又は猶予期間の短縮をする場合》(2)<u>ハ</u>の場合)、又は猶予期間の終期が間近であり、猶予期間の延長が見込まれる場合等において、徴収上の支障がないと認められるときは、分割納付計画を変更しないこととして差し支えない。</p> <p>48 分割納付計画の変更の方法</p> <p>分割納付計画の変更は、その猶予期間内（猶予期間を短縮する場合は、短縮後の猶予期間内）において、その変更をしようとする日以後に到来する分割納付期限及び分割納付金額について、変更しようとする時の納税者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに変更することによって行う（通基通第46条関係17)。</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 分割納付計画の変更を行う場合（猶予期間を短縮する場合を除く。）において、当初の猶予期間内に納付することができないと認められる金額があるときは、その納付することができないと認められる金額を猶予期間の<u>最終月</u>の分割納付金額として処理するものとする。</p> <p>なお、猶予期間内に完納が見込まれない場合には、滞納国税の早期完納に向けた経費の節約、<u>借入金</u>の返済額の減額、資金調達等の努力が適切になされているかどうかについて、的確に判断することに留意する。</p>	<p>の分割納付期限までに納付することができないやむを得ない理由があると認められるとき（上記44《猶予の取消し又は猶予期間の短縮をする場合》(2)ロ参照。通基通第46条関係18)は、既に<u>された猶予期間</u>の範囲において、その分割納付期限及び分割納付金額（以下「分割納付計画」という）を変更することができる（通則法第46条第9項、徴収法第152条第3項、第4項、通基通第46条関係19)。</p> <p>また、猶予期間を短縮したときは、短縮後の猶予期間の範囲において、分割納付計画を変更する。</p> <p>(注) 分割納付金額をその分割納付期限までに納付することができない場合であっても、その分割納付金額につき短期間で納付することができる^{と認められる場合}（上記44《猶予の取消し又は猶予期間の短縮をする場合》(2)<u>イ</u>の場合)、又は猶予期間の終期が間近であり、猶予期間の延長が見込まれる場合等において、徴収上の支障がないと認められるときは、分割納付計画を変更しないこととして差し支えない。</p> <p>48 分割納付計画の変更の方法</p> <p>分割納付計画の変更は、その猶予期間内（猶予期間を短縮する場合は、短縮後の猶予期間内）において、その変更をしようとする日以後に到来する分割納付期限及び分割納付金額について、変更しようとする時の納税者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに変更することによって行う（通基通第46条関係17)。</p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 分割納付計画の変更を行う場合（猶予期間を短縮する場合を除く。）において、当初の猶予期間内に納付することができないと認められる金額があるときは、その納付することができないと認められる金額を猶予期間の<u>最終日</u>の分割納付金額として処理するものとする。</p> <p>なお、猶予期間内に完納が見込まれない場合には、滞納国税の早期完納に向けた経費の節約、<u>借入</u>の返済額の減額、資金調達等の努力が適切になされているかどうかについて、的確に判断することに留意する。</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第3節 猶予期間の延長</p> <p>50 猶予期間の延長ができる場合</p> <p>猶予期間の延長をすることができるのは、納税者に猶予期間の延長の事由がある場合であって、通常の納税の猶予、一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予及び申請による換価の猶予については、納税者から猶予期間延長の申請書が提出されているときである。</p> <p>(注)1 1年以内に完納が見込まれないことにより、1年を超える部分の金額を猶予期間の<u>最終月</u>の分割納付金額としているものについては、猶予期間が終了する前のおおむね1月以内に、適宜の方法により納税者と接触してその実情を確認し、延長申請が必要であると見込まれる者に対しては、猶予期間延長申請書の提出を勧奨するものとする。</p> <p>2 職権による換価の猶予に係る猶予期間の延長については、滞納者の申請に基づくものではなく、税務署長が職権をもって行うものであるが、滞納者から猶予期間内に完納することができない事情の申出、新たな分割納付計画の提出等があった場合には、猶予期間の延長の適否につき検討する（徴収法第152条第3項、通則法第46条第7項）。この場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる（徴収法第151条第2項、徴収令第53条第1項、徴基通第151条関係13-2）。</p> <p>① 分割納付計画書（様式307010-063-1）</p> <p>② 財産目録（様式307010-005-1）</p> <p>③ 収支の明細書（様式307010-005-2）</p> <p>④ 担保関係書類</p> <p>なお、延長しようとする金額（未確定の延滞税を除く。）が100万円以下である場合には、<u>上記②及び③に代えて、財産収支状況書（様式30700-005-3）の提出を求める。ただし、猶予期間の延長に当たって、当初の猶予に係る担保を引き続き担保として徴する場合には、上記④の書類の提出は必要ない。</u></p> <p><u>もつとも、猶予に係る国税の額を増額する付記登記を嘱託する必要がある</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 猶予期間の延長</p> <p>50 猶予期間の延長ができる場合</p> <p>猶予期間の延長をすることができるのは、納税者に猶予期間の延長の事由がある場合であって、通常の納税の猶予、一定期間後に税額が確定した場合の納税の猶予及び申請による換価の猶予については、納税者から猶予期間延長の申請書が提出されているときである。</p> <p>(注)1 1年以内に完納が見込まれないことにより、1年を超える部分の金額を猶予期間の<u>最終日</u>の分割納付金額としているものについては、猶予期間が終了する前のおおむね1月以内に、適宜の方法により納税者と接触してその実情を確認し、延長申請が必要であると見込まれる者に対しては、猶予期間延長申請書の提出を勧奨するものとする。</p> <p>2 職権による換価の猶予に係る猶予期間の延長については、滞納者の申請に基づくものではなく、税務署長が職権をもって行うものであるが、滞納者から猶予期間内に完納することができない事情の申出、新たな分割納付計画の提出等があった場合には、猶予期間の延長の適否につき検討する（徴収法第152条第3項、通則法第46条第7項）。この場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる（徴収法第151条第2項、徴収令第53条第1項、徴基通第151条関係13-2）。</p> <p>① 分割納付計画書（様式307010-063-1）</p> <p>② 財産目録（様式307010-005-1）</p> <p>③ 収支の明細書（様式307010-005-2）</p> <p>④ 担保関係書類</p> <p>なお、延長しようとする金額（未確定の延滞税を除く。）が100万円以下である場合には、<u>財産目録及び収支の明細書に代えて、財産収支状況書（様式30700-005-3）の提出を求める。</u></p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p><u>場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(注) 担保が第三者の所有財産又は保証人の保証である場合の当該物上保証人等への保証の意思の確認については、上記 42(7)《猶予期間終了後の担保の取扱い》と同様である。</u></p> <p>(1) 猶予期間の延長事由</p> <p>猶予期間の延長の事由は、納税者が、猶予期間内に猶予に係る国税を納付することができない場合であって、その納付することができないことにつき、やむを得ない理由があると認められるときである（通則法第46条第7項、徴収法第152条第3項、第4項）。</p> <p>この場合における「やむを得ない理由」とは、納税者の責めに帰することのできない理由をいい、具体的には、おおむね次に掲げる事情のある場合をいう（通基通第46条関係16参照）。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 猶予（分割納付計画の変更を含む。）に当たっての見込納付能力調査の結果、猶予に係る国税の完納までに要する期間が1年（分割納付計画の変更の場合は当初の猶予期間）を超えると見込まれた場合において、<u>納税者</u>の資力が、その調査において算定したところとおおむね同様の状態で推移していると認められるとき。</p> <p>(2) 猶予期間の延長の申請</p> <p>イ・ロ （省略）</p> <p>ハ 添付書類</p> <p>申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない（通則令第15条の2第5項）。ただし、通常の納税の猶予（通則法第46条第2項第1号、第2号、第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実と類する事実に係るものに限る。）に係るものに限る。）をしている場合の猶予期間の延長申請に当たり、震災、風水害等の災害等による書類の滅失、病気等による入院など、納税者の責めに帰さないやむを得ない理由により添付書類を提出することが困難であると税務署長が認めるときは、下記(イ)及び(ロ)の書類については添付する必要はない（通則法第46条の2第5項、通則令第15条の2第7項）。</p>	<p>(新設)</p> <p>(1) 猶予期間の延長事由</p> <p>猶予期間の延長の事由は、納税者が、猶予期間内に猶予に係る国税を納付することができない場合であって、その納付することができないことにつき、やむを得ない理由があると認められるときである（通則法第46条第7項、徴収法第152条第3項、第4項）。</p> <p>この場合における「やむを得ない理由」とは、納税者の責めに帰することのできない理由をいい、具体的には、おおむね次に掲げる事情のある場合をいう（通基通第46条関係16参照）。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 猶予（分割納付計画の変更を含む。）に当たっての見込納付能力調査の結果、猶予に係る国税の完納までに要する期間が1年（分割納付計画の変更の場合は当初の猶予期間）を超えると見込まれた場合において、<u>納税</u>の資力が、その調査において算定したところとおおむね同様の状態で推移していると認められるとき。</p> <p>(2) 猶予期間の延長の申請</p> <p>イ・ロ （同左）</p> <p>ハ 添付書類</p> <p>申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない（通則令第15条の2第5項）。ただし、通常の納税の猶予（通則法第46条第2項第1号、第2号、第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実と類する事実に係るものに限る。）に係るものに限る。）をしている場合の猶予期間の延長申請に当たり、震災、風水害等の災害等による書類の滅失、病気等による入院など、納税者の責めに帰さないやむを得ない理由により添付書類を提出することが困難であると税務署長が認めるときは、下記(イ)及び(ロ)の書類については添付する必要はない（通則法第46条の2第5項、通則令第15条の2第7項）。</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>(イ)・(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 猶予期間の延長を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間の延長を受けようとする期間が 3 月を超える場合には、通則令第 16 条の規定により提出すべき書類</p> <p>(注) 1 (省略)</p> <p>2 猶予期間の延長に当たって、当初の猶予に係る担保を引き続き担保として徴する場合には、上記(ハ)の書類の提出は必要ない。ただし、猶予に係る国税の額を増額する付記登記を嘱託する必要がある場合は、この限りでない。</p> <p><u>なお、担保が第三者の所有財産又は保証人の保証である場合の当該物上保証人等への保証の意思の確認については、上記 42(7)《猶予期間終了後の担保の取扱い》と同様である。</u></p> <p>ニ 提出された申請書に係る<u>国税が振替納税の対象である場合の取扱いは、上記 29(3)《管理運営担当部門への連絡》と同様である。</u></p> <p>ホ (省略)</p>	<p>(イ)・(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 猶予期間の延長を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間の延長を受けようとする期間が 3 月を超える場合には、通則令第 16 条の規定により提出すべき書類<u>その他担保の提供に関し必要となる書類</u></p> <p>(注) 1 (同左)</p> <p>2 猶予期間の延長に当たって、当初の猶予に係る担保(保証人の保証を除く。)を引き続き担保として徴する場合には、上記(ハ)の書類の提出は必要ない。ただし、猶予に係る国税の額を増額する付記登記を嘱託する必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 提出された申請書は、上記 29(3)《管理運営担当部門への連絡》と同様に<u>処理する。</u></p> <p>ホ (同左)</p>
<p>51 延長期間</p> <p>猶予を延長できる期間は、それぞれの猶予ごとに、既に猶予している期間と合わせて 2 年を超えない期間である(通則法第 46 条第 7 項ただし書、徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項)。この場合における具体的な猶予の延長期間及び延長期間中における毎月の分割納付金額等については、下記 63 から 66 まで《現在納付能力調査》及び下記 67 から 70 まで《見込納付能力調査》に定める納付能力調査の結果に基づいて定めるものとする。</p> <p>(注) 通則法第 46 条第 7 項の要件を満たす場合(徴収法第 152 条第 3 項又は第 4 項において準用する場合を含む。)において、納付能力調査の結果、延長後の猶予期間内に納付することができないと認められる金額があるときは、その納付することができないと認められる金額を延長後の猶予期間の最終月の分割納付金額とする。</p>	<p>51 延長期間</p> <p>猶予を延長できる期間は、それぞれの猶予ごとに、既に猶予している期間と合わせて 2 年を超えない期間である(通則法第 46 条第 7 項ただし書、徴収法第 152 条第 3 項、第 4 項)。この場合における具体的な猶予の延長期間及び延長期間中における毎月の分割納付金額等については、下記 63 から 66 まで《現在納付能力調査》及び下記 67 から 70 まで《見込納付能力調査》に定める納付能力調査の結果に基づいて定めるものとする。</p> <p>(注) 通則法第 46 条第 7 項の要件を満たす場合(徴収法第 152 条第 3 項又は第 4 項において準用する場合を含む。)において、納付能力調査の結果、延長後の猶予期間内に納付することができないと認められる金額があるときは、その納付することができないと認められる金額を延長後の猶予期間の最終月の分割納付金額とする。</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>なお、延長後の猶予期間内に完納が見込まれない場合には、換価の猶予の「納税についての誠実な意思」の判定に当たって、滞納国税の早期完納に向けた経費の節約、<u>借入金</u>の返済額の減額、資金調達等の努力が適切になされているかどうかについて、的確に判断することに留意する。</p> <p>52 猶予期間の延長の許可又は不許可の決議及び納税者等への通知</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 猶予期間の延長の不許可</p> <p>納税の猶予又は申請による換価の猶予を受けている納税者から申請書が提出された場合において、その延長を認めないときは、納税の猶予期間延長不許可決議書（様式 307010-047）又は換価の猶予期間延長不許可決議書（様式 307010-056-32）により決裁を了した上、その旨を納税の猶予期間延長不許可通知書（様式 307010-049）又は換価の猶予期間延長不許可通知書（様式 307010-056-33）により納税者に通知する（通則法第 47 条第 2 項、徴収法第 152 条第 4 項）。</p> <p>なお、納税の猶予の期間延長の不許可の決議を了した場合には、その決議書の副本により、速やかに管理運営担当部門に連絡する。</p> <p>また、保証人及び担保財産の所有者（納税者を除く。）がある場合には、これらの方に対して、納税の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）（様式 307010-051）又は換価の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）（様式 307010-056-35）により猶予期間の延長を認めない旨を通知する（通基通第 47 条関係 3）。</p> <p>(注) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 納付委託 第 2 節 納付委託の手続</p> <p>59 不渡りの場合等の措置</p> <p>納付委託を受けた証券が不渡りとなった場合等には、次により処理する。</p> <p>(1) 不渡証券等の返還の処理</p>	<p>なお、延長後の猶予期間内に完納が見込まれない場合には、換価の猶予の「納税についての誠実な意思」の判定に当たって、滞納国税の早期完納に向けた経費の節約、<u>借入</u>の返済額の減額、資金調達等の努力が適切になされているかどうかについて、的確に判断することに留意する。</p> <p>52 猶予期間の延長の許可又は不許可の決議及び納税者等への通知</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 猶予期間の延長の不許可</p> <p>納税の猶予又は申請による換価の猶予を受けている納税者から申請書が提出された場合において、その延長を認めないときは、納税の猶予期間延長不許可決議書（様式 307010-047）又は換価の猶予期間延長不許可決議書（様式 307010-056-32）により決裁を了した上、その旨を納税の猶予期間延長不許可通知書（様式 307010-049）又は換価の猶予期間延長不許可通知書（様式 307010-056-33）により納税者に通知する（通則法第 47 条第 2 項、徴収法第 152 条第 4 項）。</p> <p>なお、納税の猶予の期間延長の不許可の決議を了した場合には、その決議書の副本により、速やかに管理運営担当部門に連絡する。</p> <p>また、保証人及び担保財産の所有者（納税者を除く。）がある場合には、これらの方に対して、納税の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）（様式 307010-051）又は換価の猶予期間延長不許可通知書（保証人等用）（様式 307010-056-35）により猶予期間を延長を認めない旨を通知する（通基通第 47 条関係 3）。</p> <p>(注) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 納付委託 第 2 節 納付委託の手続</p> <p>59 不渡りの場合の措置</p> <p>納付委託を受けた証券が不渡りとなった場合には、次により処理する。</p> <p>(1) 不渡証券等の返還の処理</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 納付委託を受けた証券を再委託する前に、<u>当該証券の振出人が振り出した他の証券が不渡りとなり手形交換所による取引停止処分があったこと</u>などにより、当該納付委託を受けた証券を再委託できなくなった<u>場合</u>には、速やかに当該証券(再委託手数料を含む。)を納税者に返還する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 納付能力調査 第2節 現在納付能力調査</p> <p>64 つなぎ資金</p> <p>つなぎ資金の額は、納税者が法人である場合には調査日からおおむね1月以内の期間(以下「計算期間」という。)における下記(1)の額、納税者が個人の場合には計算期間における下記(1)及び(2)の合計額とする。</p> <p>なお、<u>計算期間</u>において、資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日が明らかである場合(納税者が個人である場合は、下記(2)ロにより計算する場合に限る。)は、調査日からその日までの期間を計算期間として差し支えない。</p> <p>また、計算期間における下記(1)の額又は下記(1)及び(2)の合計額が0円に満たない場合は0円とする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 見込納付能力調査</p> <p>69 見込納付能力調査表の作成</p> <p>上記68《見込納付能力調査表を作成する場合》により、見込納付能力調査表を作成する必要がある場合には、それぞれ次に掲げるところにより見込納付能力調査表を作成の上、納付予定額を算定する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 納付委託を受けた証券を再委託する前に、他の証券が不渡りとなり手形交換所による取引停止処分があった<u>場合</u>などにより、当該納付委託を受けた証券を再委託できなくなった<u>際</u>には、速やかに当該証券(再委託手数料を含む。)を納税者に返還する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第7章 納付能力調査 第2節 現在納付能力調査</p> <p>64 つなぎ資金</p> <p>つなぎ資金の額は、納税者が法人である場合には、<u>調査日からおおむね1月以内の期間</u>(以下「計算期間」という。)における下記(1)の額、納税者が個人の場合には計算期間における下記(1)及び(2)の合計額とする。</p> <p>なお、<u>調査日からおおむね1月以内の期間</u>において、資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日が明らかである場合(納税者が個人である場合は、下記(2)ロにより計算する場合に限る。)は、調査日からその日までの期間を計算期間として差し支えない。</p> <p>また、計算期間における下記(1)の額又は下記(1)及び(2)の合計額が0円に満たない場合は0円とする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第3節 見込納付能力調査</p> <p>69 見込納付能力調査表の作成</p> <p>上記68《見込納付能力調査表を作成する場合》により、見込納付能力調査表を作成する必要がある場合には、それぞれ次に掲げるところにより見込納付能力調査表を作成の上、納付予定額を算定する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>(4) 見込損益計算書を基にする調査用</p> <p>納税者が相当の経理能力をもち、かつ、帳簿書類を備えている場合には、原則として、あらかじめ見込損益計算書その他の必要な資料の提出を求めて、過去の損益計算書と比較すること等によりその妥当性を検討し、これに資金収支計算上の立場から所要の調整を加え、これを基として、資金繰表により売上、仕入及び営業費等の各項目別に調査期間及び調査期間内の各月の支払に充てることができる資金の額を算定する。この場合においては、必要に応じて賦課担当者の意見を求め、これを参考とすることに留意する。</p> <p>なお、納税者が納税の猶予の申請等に当たって、資金繰表を作成した場合及び経理能力等から見て資金繰表を作成することが可能であると認められる場合には、納税者に資金繰表を提出させ、これを基に検討し、調査期間及び調査期間内の各月の支払に充てることができる資金の額を算定することとして差し支えない。この場合においては、提出された資金繰表の妥当性を判断するための資料として、調査日の直前の年分又は事業年度の損益計算書等の必要な資料を添付させることに留意する。</p>	<p>(4) 見込損益計算書を基にする調査用</p> <p>納税者が相当の経理能力をもち、かつ、帳簿書類を備えている場合には、原則として、あらかじめ見込損益計算書その他の必要な資料の提出を求めて、過去の損益計算書と比較すること等によりその妥当性を検討し、これに資金収支計算上の立場から所要の調整を加え、これを基として、資金繰表により売上、仕入及び営業費等の各項目別に調査期間及び調査期間内の各月の支払に充てることができる資金の額を算定する。この場合においては、必要に応じて賦課担当者の意見を求め、これを参考とすることに留意する。</p> <p>なお、納税者が納税の猶予の申請等に当たって、資金繰表を作成した場合及び経理能力等から見て資金繰表を作成することが可能であると認められる場合には、納税者の作成した資金繰表を提出させ、これを基に検討し、調査期間及び調査期間内の各月の支払に充てることができる資金の額を算定することとして差し支えない。この場合においては、提出された資金繰表の妥当性を判断するための資料として、調査日の直前の年分又は事業年度の損益計算書等の必要な資料を添付させることに留意する。</p>
<p style="text-align: center;">第 8 章 延滞税の免除</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 猶予をした場合における延滞税の免除</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 延滞税の免除</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 猶予をした場合における延滞税の免除</p>
<p>73 免除金額</p> <p>免除する金額は、下記(1)又は(2)の金額とする（通則法第 63 条第 1 項本文）。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 事業の廃止等による納税の猶予又は換価の猶予をした場合</p> <p>事業の廃止等による納税の猶予又は換価の猶予に係る国税の延滞税のうち、上記 72(2)の免除対象期間に対応する部分の金額の 2 分の 1 に相当する金額（租税特別措置法第 94 条第 2 項の規定に該当する場合には、上記 72(2)の免除対象期間に対応する部分の延滞税の金額のうち、当該延滞税の割合が<u>猶予</u>特例基準割合であったとした</p>	<p>73 免除金額</p> <p>免除する金額は、下記(1)又は(2)の金額とする（通則法第 63 条第 1 項本文）。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 事業の廃止等による納税の猶予又は換価の猶予をした場合</p> <p>事業の廃止等による納税の猶予又は換価の猶予に係る国税の延滞税のうち、上記 72(2)の免除対象期間に対応する部分の金額の 2 分の 1 に相当する金額（租税特別措置法第 94 条第 2 項の規定に該当する場合には、上記 72(2)の免除対象期間に対応する部分の延滞税の金額のうち、当該延滞税の割合が特例基準割合であったとした場合</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>場合における当該延滞税の額を超える部分の金額)</p> <p>(注) 1 <u>猶予特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年0.5%の割合を加算した割合をいう（租税特別措置法第94条第2項）。</u></p> <p>2 （省略）</p>	<p>における当該延滞税の額を超える部分の金額)</p> <p>(注) 1 <u>特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう（租税特別措置法第93条第2項）。</u></p> <p>2 （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第2節 延滞税の納付が困難な場合の免除</p>	<p style="text-align: center;">第2節 延滞税の納付が困難な場合の免除</p>
<p>75 免除対象期間</p> <p>免除の対象となる期間は、下記(1)及び(2)の期間とする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) <u>猶予を受けた納税者について、やむを得ない理由により収益の減少又は資金の支出若しくは納付資金調達手続の遅延等があったため、相当の努力をしたにもかかわらず、猶予を受けた国税（延滞税の計算の基礎となった本税をいう。以下75において同じ。）をその<u>猶予期間内に納付できなかった場合において、その猶予期間の最終日（猶予の取消しを行った場合において、その取消しの基因となるべき事実が生じた日を含む。）の翌日からその国税を納付することができると認められるに至った日</u>までの期間。</u></p> <p>なお、上記の期間の判定に当たっては、次のことに留意する。</p> <p>イ・ロ （省略）</p>	<p>75 免除対象期間</p> <p>免除の対象となる期間は、下記(1)及び(2)の期間とする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) <u>猶予を受けた納税者について、やむを得ない理由により収益の減少又は資金の支出若しくは納付資金調達手続の遅延等があったため、相当の努力をしたにもかかわらず、猶予を受けた国税（延滞税の計算の基礎となった本税をいう。以下75において同じ。）をその<u>期限までに納付できなかった場合において、その猶予の期限後（猶予が取り消された日後の期間を含む。）にその国税を納付することができると認められるに至った日</u>までの期間。</u></p> <p>なお、上記の期間の判定に当たっては、次のことに留意する。</p> <p>イ・ロ （同左）</p>